在ウラジオストク日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ハバロフスク日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ユジノサハリンスク日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ドバイ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から正午までの間
在カタール日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日	午前九時三十分から正午までの間
在アンゴラ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前九日	午前九時から正午までの間
在エチオピア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ガボン日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前八日	午前九時から正午までの間
在ジブチ日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在マダガスカル日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在モーリシャス日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前八日	午前九時から正午までの間
在モーリタニア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
	投票期日前九日	午前九時から正午までの間

○**文部科学省厚生労働省令第四号**

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十四日

文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第二（第二条関係）

実習	実施させる行為	見学させる行為
生理学的検査に関する実習	標準十二誘導心電図検査	ホルター心電図検査のための検査器具装着
	肺機能検査（スパイロメトリー）	肺機能検査（スパイロメトリーを除く。）
		脳波検査
		負荷心電図検査
		超音波検査（心臓、腹部）
		足関節上腕血圧比検査

改正前

別表第二（第二条関係）

実習	実施させる行為	見学させる行為
生理学的検査に関する実習	標準十二誘導心電図検査肺機能検査（スパイロメトリー）（新設）	ホルター心電図検査のための検査器具装着
		肺機能検査（スパイロメトリーを除く。）
		脳波検査
		負荷心電図検査
		超音波検査（心臓、腹部）
		足関節上腕血圧比検査